

名取市と事業者との包括連携協定締結 に関するガイドライン

令和 6 年 9 月



企画部政策企画課

※ 本ガイドラインは、社会情勢の変化等に鑑み、必要に応じて見直すものとする。

目 次

1	目 的	-1-
2	包括連携協定について	-2-
	（1）包括連携協定について	
	（2）包括連携協定に関する市の考え方について	
	（3）包括連携協定のイメージ	
3	包括連携協定締結までの流れ	-3-
	（1）包括連携協定締結の判断について	
	（2）包括連携協定締結までの流れについて	
	（3）包括連携協定締結基準について	
4	連携事業の実施について	-4-
	（1）連携事業の実施について	
	（2）包括連携協定の期間について	
	（3）連携事業の基準について	
	（4）定例意見交換会等の開催について	
	（5）連携事業実施状況の把握について	
	（6）連携事業の実施について	
5	包括連携協定締結先団体について	-6-
6	【参考】包括連携協定書雛形	-7-

1. 目 的

本市では、令和2年3月に策定した「名取市第六次長期総合計画」の基本理念の一つに「多様な主体による市民本位のまちづくり」を掲げ、市民や各種団体、事業者等の多様な主体がそれぞれの強みを生かし、協働のまちづくりを進めていくための仕掛けづくりに取り組んできました。

そのような中、事業者においても、社会・地域貢献活動（CSR）が普及し、企業利益と地域利益の共生（CSV）の考え方によるビジネスモデルが注目される中、2015年国連サミットで提唱された「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた貢献等が求められており、それらの背景から、市と包括連携協定を締結している教育機関や企業等の事業者も増加傾向で推移しており、令和2年3月時点の団体数が6団体となっていたところ、令和6年3月時点では21団体と4年間で3倍以上に増加しています。

このような状況を踏まえ、本ガイドラインは、今後とも多様な主体との連携・協働を促進することで地域課題の解決を図り、持続可能なまちづくりを進めるため、包括連携協定の考え方や運用に関する基本的な事項について整理を行い、市と事業者との共通認識を形成するため、策定するものです。

本ガイドラインにおける用語の定義

(1) 事業者

国及び地方公共団体以外の企業及び大学等の法人その他団体であって、地域課題の解決及び地域の活性化に資するため、個別の分野に特定せず、多岐に渡る分野において市との連携・協力の取組を進める団体。

(2) 連携事業

本市と事業者の双方が連携・協力のもと取り組む事業。

(3) 包括連携協定

連携事業の実施に関し必要な事項を定め、本市と事業者との双方の合意の上で締結する協定。

2. 包括連携協定とは

(1) 包括連携協定の定義

包括連携協定とは、特定分野での連携事業を実施するために締結する協定とは異なり、これまでに連携事業の実績があり、または包括連携協定締結の有用性が認められる事業者と、本市が抱える地域課題の解決や地域活性化、市民サービスの向上等に向け相互に協力していくことを確認し、多様な分野において継続的に連携事業を推進していくための協定です。

包括連携協定は、目指す将来像の実現や持続可能なまちづくり、社会課題解決や共通価値の創造に向けて締結するべきものであり、特定の事業者の利益実現を目的とするものではありません。

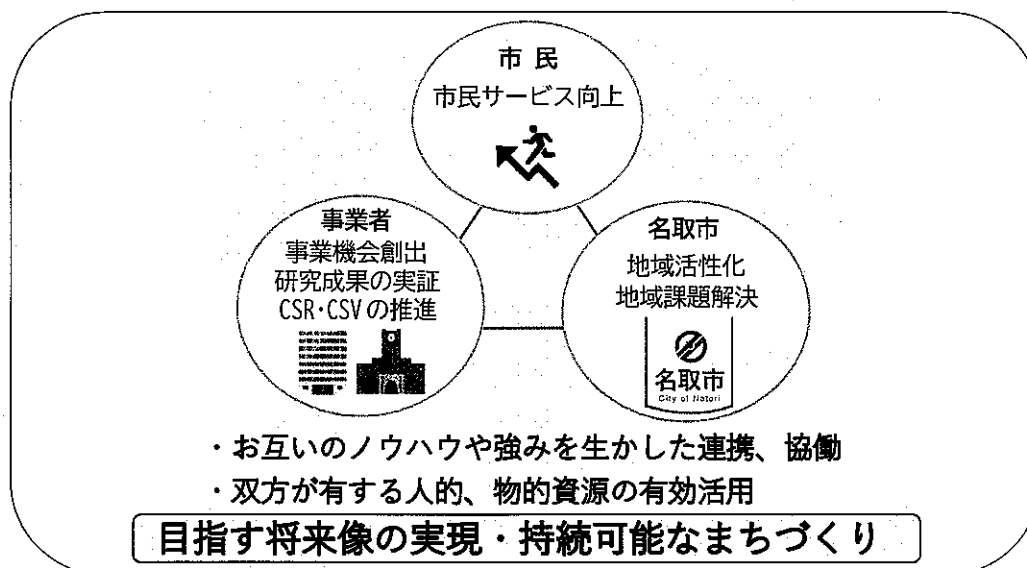
《包括連携協定と個別協定について》

種 別	概 要	所 管	要 件
包 括 連 携 協 定	多岐に渡る分野において包括的に相互協力した取組を行うための協定	政策企画課	本ガイドラインによる
個 別 協 定 (特定分野)	災害時応援協定など個別具体的な目的達成のために締結する協定	各担当課	担当課が個別に判断

(2) 包括連携協定に関する市の考え方

名取市と事業者が対等な立場で、双方が有する人的・物的資源を有効活用しながら、ノウハウや強みを生かした連携・協働により、複雑多様化する市民ニーズへの対応や地域課題の解決等を図る観点から、包括連携協定の締結を推進します。

(3) 包括連携協定のイメージ



3. 包括連携協定締結までの流れについて

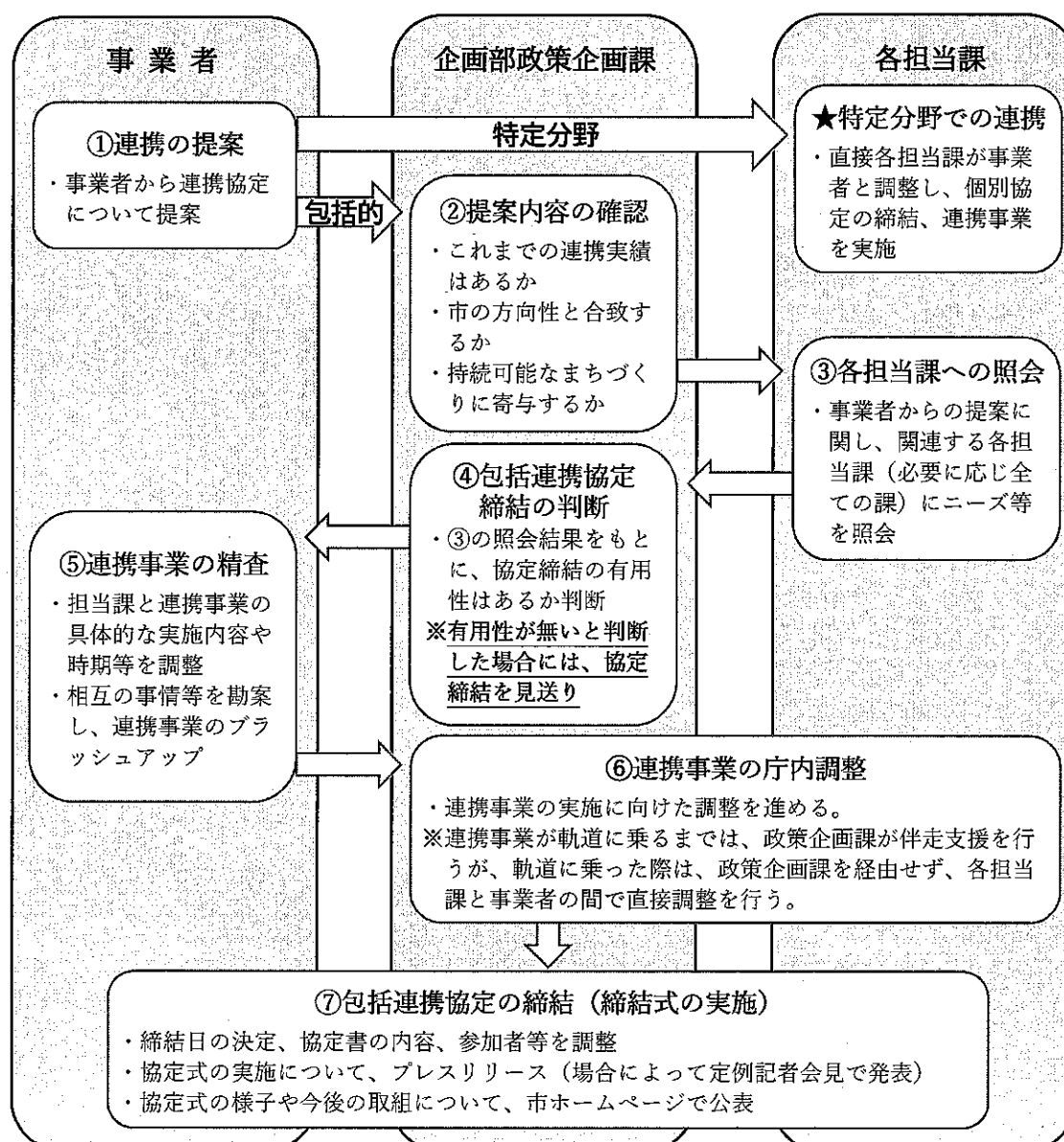
(1) 包括連携協定締結の判断について

事業者から包括連携協定締結の提案があった際は、企画部政策企画課が窓口となって提案内容の聞き取りを行い、これまでの連携実績等を考慮した上で、具体的な連携事業の実施意向について全庁的に照会を行います。その結果、包括連携協定締結の有用性が認められる場合には、包括連携協定締結に向けた事務を進めます。

また、提案内容が市の方向性と合致しない場合、事業の継続性が見込めない場合（一過性の提案である場合）、または連携事業の実現が困難であると判断した場合には包括連携協定締結を見送る場合があります。

なお、連携事業の提案が無く、名目のみの提案は受け付けません。

(2) 包括連携協定締結までの流れについて



(3) 包括連携協定締結における事業者の基準について

包括連携協定を締結する事業者については、以下に掲げる項目のいずれにも該当しないこととします。

- (ア) 包括連携協定を締結しようとする日から起算して過去1年以内に法令等に違反する行為を行った事業者
- (イ) 破産手続き等が開始されている事業者
- (ウ) 事業者の代表者及び役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員であるもの
- (エ) 市税の滞納がある事業者
- (オ) その他包括連携協定の対象としてふさわしくない事業者

4. 連携事業の実施について

(1) 連携事業の実施について

包括連携協定締結後、事業者との調整を踏まえ、連携事業を実施することになりますが、既に、具体的な実施時期や内容が決定している場合には協定締結前であっても連携事業を実施する場合があります。

実施に当たっては、一過性のものとならないよう事業の継続性に留意します。

なお、事業が軌道に乗るまでは、政策企画課が伴走支援を行います。軌道に乗った際には、政策企画課を経由せず、各担当課と事業者の間で直接調整等を行うこととします。

(2) 包括連携協定の期間について

包括連携協定は、一過性の取組に向け締結するものではなく、目指す将来像の実現や持続可能なまちづくりに向け、中長期的に連携していくことを前提としています。

協定の期間については、協定締結日から1年程度とすることを標準としますが、原則として、期間満了の日の1ヶ月前までにいずれか一方から解約の申出がない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とします。

(3) 連携事業の基準について

包括連携協定に基づき実施する連携事業については、以下に掲げる項目のいずれにも該当しないこととします。

- (ア) 特定の事業者への直接的な営業又は広告宣伝を目的とするもの
- (イ) 第三者の利益誘導のおそれのあるもの
- (ウ) 政治的又は宗教的目的を有するもの

(エ) 法令等により禁止されているもの又は法令などに基づく許可を受けていないもの

(オ) その他連携事業としてふさわしくないもの

(4) 定例意見交換会等の開催について

新たな連携事業の検討や既存事業の見直し、ブラッシュアップを目的に、**市と事業者との意見交換を最低年1回は行うことを基本**とします（意見交換は、担当者の入れ替え等を見据え、毎年度第1四半期に行うことが望ましい。）。

また、複数の協定事業者が一堂に会し、情報交換を行うことで、事業者同士の横のつながりが構築され、より良い連携事業等の提案がなされることが期待されるので、市は、合同での意見交換会の開催について検討するとともに、事業者に参加を要請することができることとします。

(5) 連携事業実施状況の把握について

市と事業者との連携状況を把握するため、四半期ごとに庁内各課に実施状況報告を求めます。その取りまとめ結果については、今後の連携事業の更なる展開を見据え、庁内各課にフィードバックを行います。

(6) 連携事業の公表について

事業者との連携により実施した事業等については、市のホームページで積極的に公表し、市民等へのPRを行うことで、事業者による社会・地域貢献活動（CSR）の更なる促進を図ります。

5. 包括連携協定締結先団体について(令和 6 年 3 月現在)

NO	締結先	協定締結日
1	学校法人尚絅学院	H22. 2. 10
2	仙台高等専門学校名取キャンパス	H26. 5. 19
3	サッポロホールディングス株式会社 サッポロビール株式会社	H25. 4. 10
4	東北大学災害科学国際研究所	H27. 8. 5
5	東北大学大学院工学研究科 インフラ・マネジメント研究センター	H27. 8. 7
6	宮城学院女子大学	H29. 4. 26
7	七十七銀行	R2. 4. 14
8	株式会社アールビーズ	R2. 5. 12
9	大塚製薬株式会社	R2. 5. 13
1 0	日本郵便株式会社	R2. 8. 24
1 1	明治安田生命保険相互会社	R4. 2. 16
1 2	東日本電信電話株式会社	R4. 4. 7
1 3	株式会社仙台 89ERS	R4. 8. 3
1 4	株式会社仙台ニコン	R4. 8. 24
1 5	株式会社ベガルタ仙台	R4. 10. 16
1 6	宮城中央ヤクルト販売株式会社	R5. 3. 30
1 7	日本生命保険相互会社	R5. 5. 26
1 8	早稲田大学 社会科学総合学術院	R5. 7. 11
1 9	日本航空株式会社	R5. 7. 31
2 0	株式会社楽天野球団	R6. 3. 25
2 1	イオンモール株式会社	R6. 3. 27

6. 【参考】包括連携協定書雛形

名取市と〇〇〇〇〇（事業者名）との包括連携協定書

名取市（以下「甲」という。）と 〇〇〇〇〇（事業者名）（以下「乙」という。）は、
〇〇〇〇〇を推進するにあたり、相互に連携協力することについて、つぎのとおり協
定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密な相互連携と協働による活動を推進し、〇〇〇〇〇
を目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1） 〇〇〇〇〇について
 - （2） 〇〇〇〇〇について
 - （3） 〇〇〇〇〇について
 - （4） 〇〇〇〇〇について
 - （5） その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること
- 2 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとと
もに、協働で実施することが有効な前項各号の事項について連携して取り組むものと
する。
- 3 甲及び乙は、前項において連携して取り組むことで合意した事項について、その具
体的な推進方法、役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。
- 4 甲及び乙は、連携して取り組んだ前項の事項について、その結果、今後の推進方法
等に関し、随時協議を行うものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了の日の1ヶ月前ま
でに、甲又は乙のいずれからも書面による解約の申出がない場合は、さらに1年間更
新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1ヶ月前まで
に書面をもって相手方に通知することにより、本協定を解約することができる。

（協定の変更及び解除）

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、本協
定を変更又は解除することができるものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、本協定の締結及び実施において知り得たほかの当事者の非公表事項を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合、及び弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。

2 甲及び乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義等が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 宮城県名取市増田字柳田80番地
名取市長

乙 住所
事業者名
役職・代表者名